

熱中症警戒アラート発表に伴う

当センターからのお知らせ

令和4年4月26日

環境省・気象庁より令和4年4月27日から10月26日の期間で、全国でWBGT（暑さ指数）の計測値が33度以上になる予想が出た際には『熱中症警戒アラート』が発表され、東京都にアラートが発表された際には、当センターでは以下の取組みを実施させていただきます。

熱中症警戒アラートとは？

暑さへの「気づき」を呼びかけて予防行動をとっていただくための情報です。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、その前日夕方または当日早朝に発表される環境省・気象庁の取組みになります。

引用：環境省のHPより

1 WBGTが33度を超えた場合は、屋外施設の利用は中止

従来の取組みとしてWBGTが31度以上の場合は、利用時間の短縮とスポーツ対応を控えさせていただきますでしたが、WBGTが33度を超えた場合には、さらに熱中症になる危険性が高まることから、WBGT33度を超えた屋外施設のみ利用を中止とさせていただきます。

利用される皆さまの健康と安全を守るための取組みとなりますので、ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

2 熱中症警戒アラート発表時の情報提供について

屋外施設の利用中止となるのは、その施設でWBGT33度の数値が計測された場合となります。

熱中症警戒アラート発表時に全てが利用中止となるわけではありませんので、ご不明な場合はお電話などでセンターまでお問い合わせ頂きますようお願い致します。